上越市監査委員告示第11号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、また、上越市監査委員監査基準に準拠して、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和8年10月23日

上越市監査委員　　大　原　啓　資

上越市監査委員　　山　川　とも子

上越市監査委員　　宮　﨑　朋　子

記

1　監査の種類　　定期監査

2　監査の対象　　多文化共生課、人権・同和対策室、男女共同参画推進センター、板倉区産業グループ、建設グループ

3　監査の着眼点　　委託料等の契約事務等は適正か。
前回監査の指摘事項に対する措置状況は適正か。

4　監査の実施内容　　提出された資料に基づき、帳簿、書類の全部又は一部を抽出調査するとともに、担当職員からの説明を受けた。

5　監査の実施場所　　監査委員事務局

6　監査の日程　　令和8年9月1日～10月13日

7　監 査 の 結 果　　調査の範囲内において、次の事項について改善の必要があると認められた。

⑴　指摘事項　1件

被監査課等	内容
板倉区産業グループ	○板倉区観光施設等管理管理事業 　板倉保養センターの建築設備定期点検業務及び建築物定期点検業務について、令和7年度からの仕様書には、建築基準法に基づき必要となる定期点検として、「建築設備定期点検（毎年）」「建築物定期点検（3年ごと、前回令和6年実施）」と明記しており、事業計画書とともに承認した再委託業務にも「建物建築点検」が記載されていたが、再委託先の実績報告及び毎月報告される安全点検実施状況には記載がなく実施したことが確認できなかった。 措置状況によれば、建築設備定期点検業務は令和4年度以降、建築物定期点検業務は令和元年度を最後に実施されていないとのことであった。また、ゑしんの里記念館では、建築設備定期点検業務のみが再委託先の実績報告に記載され、3年ごとの建築物定期点検業務の記載がなく、毎月の安全点検実施状況では、どちらも報告がなかったことから確認したところ、いずれも令和7年度には実施できず、令和8年6月に実施したとのことであった。前回の監査では、確実な実施を指導するとともに、各報告時の確認を徹底するよう注意したところであるが改善が見られなかった。 今回も、指定管理者との情報共有や連携を密にし、各報告時の確認が徹底されていれば防ぐことができた不備が複数あったことは、組織としての認識が不十分であり、事務執行の基本をおろそかにしていると言わざるを得ない。 ついては、総合事務所として、このような不適正な事務が繰り返されている要因を今一度精査するとともに、改善に徹底して取り組み、同様の不備が再発することのないよう改められたい。

⑵　注意事項　17件

①　契約事務に関すること　　3件
②　検収事務に関すること　　8件
③　施設管理に関すること　　4件
④　文書管理に関すること　　1件
⑤　事務執行に関すること　　1件